地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正)

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改

正する。

第二条中「それぞれ」 を削り、 同条第二号ハ中「及び一般乗用旅客自動車運送事業者」を (第七号に

お いて 般乗合旅客自動車運送事業者」という。)及び同法による一 般乗用旅客自動車運送事業者

号ロにおいて「一 般乗用旅客自動車運送事業者」という。)」に改め、 「単に」を削り、 同条第七号を次

のように改める。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(以下「一般乗合旅客自動車

運送事業」という。)又は同法による一般乗用旅客自動車運送事業 (以下「一般乗用旅客自動車 -運送

事業」 という。)について、 定時性の確保、 速達性の向上、 快適性の確保その他の運送サービスの質

の向上を図るために行う事業であって、次に掲げるものをいう。

1 般乗合旅客自動車運送事業者が輸送力を増加させ、 効率的に運送を実施するために行う事業で

車室 資する措置をいう。) あって、 交通省令で定める要件を満たす自動 定める者が講ずる走行円滑化措置 の間を旅客が往来できる構造の 道路管理者、 と併せて、 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)その他国土交通省令で 連節バス (車線の増設、 車 ものをいう。) ーを用い (二以上の車室が連結された自動車であってそれぞれ るもの 優先通行帯の設置その他の自動 その他 の輸送力の確保に資するものとして国土 軍 の円滑な走行に

口 む。 用することにより旅客の運送に要する時間 対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。) 律第百三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであって運転者に るために行う事業であって、 般乗合旅 の短縮に資するものとして国土交通省令で定める要件を満たす設備を用い 客自引 動 車 -運送事 運行経路指示システム(官民データ活用推進基本法 業者又は 般乗 (運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含 用旅 客自 動車 運送事業者が円滑な運送の実施を確 その他の先端的な技術を活 、るもの (平成二十八年法 保す

せるために行う事業であって、 般乗合旅 深客自動: 車 運送事業者が車内における静穏を確保し、 電気自動車 (専ら電気を動力源とする自動車をいう。)その他の車 及び車内に おける安全性 を向

ノヽ

内における騒音及び振動の程度が低く、 かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた

加速及び減速の性能を有する自動車を用いるもの

第二条第十一号中「道路運送法による」を削る。

第十四条第三項第三号中「について」を「又は 一般乗用旅客自動車運送事業について」に改め、 基

準」の下に「 (当該道路運送高度化実施計画に特定地域及び準特定地域における 般乗用旅客自動 軍 運送

事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成二十一年法律第六十四号。 以下 「特定地 域等 特別 措置

法」という。)第十五条の二第一項に規定する事業計画

ては、 同項各号に掲げる基準を含む。)」を加え、 「同法」を「道路運送法」 に改め、 同条第九項中 「第

六項」を「第七項」に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第八項中 「第六項」を「第七項」に改め、 同項

を同条第九項とし、 同条第七項中 「第五項」を 「第六項」に改め、 同項を同条第八項とし、 同条中第六項

を第七項とし、 第五項を第六項とし、 同条第四]項中 「前項」を 「第三項」に改め、 同項を同条第五項と

し、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国土交通大臣は、 前項の認定をする場合において、 道路運送高度化実施計画に同項第三号に規定する

あっ

の変更に関する事項が定められている場合に

事項が定められており、かつ、当該道路運送高度化実施計画に定められた前条第二項第一号の区域にお

1 て特定地域等特別措置法第八条第一項に規定する協議会が組織されているときは、国土交通省令で定

めるところにより、 あらかじめ、当該事項について当該協議会の意見を聴くものとする。

第十五条中 「同条第六項」を「同条第七項」 に改め、 「の許可」の下に「(一般乗合旅客自動車運送事

業に係るものに限る。)」を、 「第十五条第一項」の下に 「(特定地域等特別措置法第十五条第 項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、 「同条第三項」を 「道路運送法第十五条第三項」

に改める。

第十六条第一項中「第十四条第五項 (同条第七項」を「第十四条第六項(同条第八項」に改め、同条第

二項中「定めようとする場合には」を「定めるときは」に改める。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を次のように改正する。

十七条の六―第二十七条の十三」に、 目次中 「第二十七条の七」を「第二十七条の五」に、 「第二十七条の十六―第二十七条の二十二」を「第二十七条の十 「第二十七条の八―第二十七条の十五」を 「第二

「第

匹| 第二十七条の二十」に、 「第四章 新地域旅客運送事業の円滑化 (第三十条―第三十六条)」を 第

四章 再構築方針の作成等 (第二十九条の三―第二十九条の十)

に、「第五章」を「第六章」に、「第

五章 新地域旅客運送事業の円滑化 (第三十条—第三十六条)

六章」 を 「第七章」に、 「第七章」を 「第八章」に改める。

第一条中 「実施」 の下に「並びに再構築協議会による再構築方針の作成」 を、 「創意工夫」 の 下 に 並

びに地域の関係者の連携と協働」を加える。

第二条第二号イを次のように改める。

1 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業 (以下「鉄道事業」という。) のう

ち旅客の運送に係るもの (以下「旅客鉄道事業」という。)について同法の許可を受けた者

「鉄道事業者」という。)

第二条第二号口中 「(第二十七条の八第三項において単に 「軌道経営者」という。)」 を削り、 同号ハ

中 「第七号において」を「以下」に、 「同号ロ」を「第七号ロ」に、「以下」を「第十三号において」に

改め、 鉄道 状況に鑑み、 鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、 法による鉄道事業 の特性を生 同号へ中 その継続が困難となり、 カ 「鉄道施設」を「鉄道事業法による鉄道施設」に改め、 した地域旅客運送サー (以下単に 「鉄道事業」という。)のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う 又は使用させるものをいう。 又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業 Ė スの持続可能 な提供が 以下同じ。)」 困難な状況にある路線の全部又は 同条第九号中 を 「大量輸送機関としての 「最近における経営 (鉄道事業 部 \mathcal{O}

に、 区間 該区間に係る旅客鉄道事業」 を経営する鉄道事業者又は当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を経営しようとする者が、 に 「ことにより、 お ける旅客鉄道事業による輸送の維持を図るため 当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業」を「とともに、 に改め、 経営の改善を図るとともに」を削り、 の事業であって、 当該区間 にお 「、次に」を「次に」 į١ て旅客鉄道 事業 当

+ 地 域 旅 客運送サー ビス継続事業 般乗合旅客自動車運送事業又は国内 般旅客定期航 路事 業に

同条第十一号を次のように改める。

利用者

の利便を確保するもの」に改め、

に 係る路線等 おける運送を継続するために行う事業であって、 (路線若しくは営業区域又は航路をいう。 地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送 以下同じ。)で収支が不均衡な状況に あるもの

事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を国土交通省

令で定めるところにより選定し、 当該選定をした者への支援を行うことにより、 当該選定をした者に

引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいう。

第二条第十二号中 「旅客運送事業 (国内一般旅客定期航路事業等を除く。)」を 「旅客鉄道事業、 旅客

軌 道事 業、 般乗合旅客自動車運送事業及び一 般乗用旅客自動 車運送事業」に、 「第二十七条の十 第二

項」 を 「第二十七条の八第二項」に、 「を行うもの及び貨物の運送を行う鉄道事業者に鉄道 施 設 を 譲 渡

又は使用させる」を「に係る」に、 「第二十七条の八第三項」及び 「同項」を 「第二十七条の六

項」に、 「第二十七条の九第三項第八号」を「第二十七条の七第三項第八号」に改め、 同条第十三号を次

のように改める。

地域公共交通利便増進事業 地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他の 地

公共交通の 利 用 者の 利便 の増進を図るために行う事業であって、 次に掲げるものをいう。

1 ために行う事業であって、 地 方公共団体がその全部又は 公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促 一部 の区域に おける輸送需要に応じた地域公共交通 網 の整 備を図る

進するもの

(1) 旅客鉄道事業、 旅客軌道事業、 一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業に

係る路線等の編成の変更

(2) 次に掲げる事業の転換又は道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送 (自家

用 有償旅客運送者が行うものに限る。 以下 「自家用有償旅客運送」という。) から道路運送事業

般乗合旅客自動 車運送事業又は 般乗用旅客自動車 運送事業をいう。 以下この(2)にお į١ て同

じ。)への転換

(i) 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業から道路運送事業への転換

(ii)の種類の道路運送事業から他の種類の道路運送事業への転換

(iii)0) 種類の国内一般旅客定期航路事業等から他の種類の国内一般旅客定期航路事業等への転

換

(3) 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の 区 域 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 変更

地 方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運

口

送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に

掲げる措置の実施を促進するもの

(1) 運賃又は料金の設定その他これに類する運賃又は料金の設定 利用者が期間、 区間その他の定められた条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる

(2) 定 の運行間隔その他 \mathcal{O} 一定の規則による運行回数又は運行時刻の設定

(3) 共通 乗車船券 (二以上の旅客運送事業者 (第二号イからハまで及びホに掲げる者 (同号ハに掲

自家用有償旅客運送者を除く。)をいう。)が期間、

げる者にあっては、

めて共同で発行する証票であって、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、 当該

各旅客運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。)の発行

イ又は口に掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るた

めの事業として国土交通省令で定めるもの

第三条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一

号を加える。

区間その他の条件を定

兀 第二十九条の三第一項に規定する再構築方針の作成に関する基本的な事項

第四条第一項中「に必要となる」を「、必要な」に、 「並びに人材」を「、人材」に改め、 「向上」の

下に「並びに関係者相互間の連携と協働の促進」を加える。

第五条第三項第四号中 「前三号」を「前各号」に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第三号の次に次の

一号を加える。

兀 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、 公共交通事業者

等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項

第五条第六項中

「との」を「(第二十九条の八第四項において「都市計画等」という。)との」

め、 同条第七項中 「作成しようとする」を「作成する」に改める。

第六条第二項第三号中 「関係する公安委員会及び」を削り、 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に

次の一号を加える。

三 関係する公安委員会

第六条第三項中「同項」を 「協議会において同項」に、 「旨を」を「ときは、 あらかじめ、」に、 者

に改

に る」の下に を「者であって協議会の構成員であるものに、 「事項の」を加え、 同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、 当該協議を行う事項を」に改め、 第五項の次に次の二項 同条第四項中 「係

を加える。

6 公共交通事業者等、 道路管理者、 港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供 の確保に

資する事業を実施しようとする者は、 協議会が組織されていない場合にあっては、 地方公共団体に対し

て、協議会を組織するよう要請することができる。

7 前 項の 規定による要請を受けた地方公共団体は、 当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて

検討を加え、 遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

第九条第六項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第九条第九項中 「及び第六項の変更の認定」 を 第六項の変更の認定及び第七項の規定による変更の

届 出 に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第八項中 「変更の認定」 の下に「又は第七 項の 規定による変

更の届出」 を加え、 同項を同条第九項とし、 同条第七項中 「前項」を「第六項」に改め、 同項を同条第八

項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三項の認定を受けた者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞な

く、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十一条第一項中 「同条第七項」 を 「同条第八項」 に改め、 同条第二項中「定めようとする場合には」

を「定めるときは」に改める。

第十四条第七項に次のただし書を加える。

ただし、 国土交通省令で定める軽微な変更については、 この限りでない。

第十四条第十項中「及び第七項の変更の認定」を「、 第七項の変更の認定及び第八項の規定による変更

る変更の届出」を加え、 の届出」に改め、 同項を同条第十一項とし、 同項を同条第十項とし、 同条第九項中 同条第八項中 「変更の認定」の下に 「前項」を 「第七項」に改め、 「又は第八項の規定によ 同項を同

第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第三項の認定を受けた者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞な

く、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条中「第十五条第三項」を「第九条第四項、 第九条の三第三項若しくは第十五条第三項」に改め

る。

第十六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十九条第五項に次のただし書を加える。

タープシグニエリング ブブー 言え大 これ

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、 この限りでない。

の届出」 第十九条第八項中 に改め、 同 項を同条第九項とし、 「及び第五項 の変更の認定」 同条第七項中 を 第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更 「変更の 認定」 の 下 に 「又は第六項の規定による

変更の届出」を加え、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中 「前項」を「第五項」に改め、 同項を同条第

七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第三項の認定を受けた者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞な

く、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十三条第一項中 「鉄道事業再構築事業に係る」の下に 「区間において」 を加え、 「当該旅客鉄道事

業に係る路線において」 を削り、 同条第二項第一号中 「路線」 の下に「及びその区間」 を加え、 同項中第

二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の前に次の一号を

加える。

六 利用者の利便の確保に関する事項

第二十四条第二項第三号中「それぞれ当該」 を「それぞれ」に改め、 同条第五項に次のただし書を加え

る。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十四条第八項中「及び第五項の変更の認定」を「、

更の届出」に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第七項中「変更の認定」の下に「又は第六項の規定によ

る変更の届出」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、 同項を同条

第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の認定を受けた者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞な

く、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第一項中「若しくは第十六条第三項」を「、 第十六条第三項、 第四項若しくは第八項若しく

第五項の変更の認定及び第六項の規定による変

は第十七条」に改める。

第二十七条第四項中「若しくは第四項後段」を「、 第四項若しくは第八項後段」に改める。

第二十七条の二第二項第二号中「及び実施主体」を削り、 「除く。)」の下に 「及びその実施主体」を

加え、 同条第三項中 「を定めようとする」を 「を作成する」に、 「特定旅客運送事業を営む者、 当該特定

旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しよう」を _ 般乗合旅客自動

車 運送事業者又は国内 般旅客定期航路事業を営む者、 当該路線等における運送を実施させよう」

め 同条第四項中 「定めようとする」を「作成する」に改め、 同条第五項中 「定めた」を 「作成した」に

改める。

第二十七条の三第二項第三号から第五号までを削り、 同項第六号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に

改め、 同号を同項第三号とし、 同項中第七号を第四号とし、第八号を削り、 同項第九号中 「それぞれ当

該 を「それぞれ」に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第十号を同項第六号とし、 同条第三項中 「前

項」 を 「国土交通大臣は、 前項」に、 「鉄道事業法第十六条第一 項の 認可、 軌道法第三条の特許 同 法第

十 一 条第一 項の運賃若しくは料金の認可、 同法第二十二条ノ二の許可、」 を 「地域旅客運送サー ビス継続

該事項について」に、 実施計画に」に、 「ものについては、」を「事業に関する事項が定められているときは、 し、 その他必要な手続は、政令で定める」を「する」に改め、 同条第五項に次の あらかじめ、 当

ただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の三第八項中 「及び第五項の変更の認定」 を 第五項の変更の認定及び第六項の規定によ

る変更の届出」 に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第七項中 「変更の認定」 の下に「又は第六 項 Ô 規定

同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

による変更の届出」

を加え、

同項を同条第八項とし、

同条第六項中

「前項」を「第五項」に改め、

6 第二項の認定を受けた地方公共団体は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき

第二十七条の四及び第二十七条の五を削る。

は、

遅滞なく、

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の六第一項中 「第二十七条の三第二項 の認定」 を 「前条第二項の認定 (同条第五項の変更の

認定を含む。 以下同じ。)」に、 「から第五項まで」を「、 第四項若しくは第六項」に改め、 自家用

同項を

同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変 有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、 又は

更登録を受け、又は届出をしたものと」を削り、 同条第二項中 「同法による一般旅客自動 車運送事業」を

「第二十七条の三第二項」

を

「前条第二項」

に改め、

同条を第二十

七条の四とする。

般乗合旅客自動車運送事業」に、

第二十七条の七第一項中 一、 第十一条の二第一項」 を 「若しくは第十一条の二第一項」 に改め、 第

十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、 同項後段を削り、 同条を第二十七条の五と

する。

第二十七条の八第三項中「定めようとする」を「作成する」に、 「を営む鉄道事業者」を「について鉄

道事業法 の許可を受けた者」に、 「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の八第二項」に、 「軌道

者」を 「軌道法による軌道経営者」 に改め、 同条第四項中 「定めた」を 「作成した」に改め、 第三章第八

節中同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の九第三項第三号、第五号及び第六号中「それぞれ当該」を「それぞれ」 に改め、 同項第九

号及び第十号中「単に」を削り、 同条第八項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の九第十一項中「及び第八項の変更の認定」を「、 第八項の変更の認定及び第九項の規定に

よる変更の届出」 に改め、 同項を同条第十二項とし、 同条第十項中 「変更の認定」 の 下 に 「又は第九項の

規定による変更の 届出」 を加え、 同項を同条第十一項とし、 同条第九項中 「前項」 を「第八項」 に改め、

同 項を同条第十項とし、 同条第八項の次に次の一項を加える。

第三項の認定を受けた者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、

9

その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の九を第二十七条の七とする。

第二十七条の十第一項中 「第四項」を「第八項」に改め、 同条第二項中「第二十七条の十四第二項」を

「第二十七条の十二第二項」に改め、 「単に」を削り、 「第二十七条の十五第二項」を「第二十七条の十

三第二項」 に改め、 同条を第二十七条の八とする。

第二十七条の十一中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、 同条を第二十七条

遅滞な

の九とする。

第二十七条の十二中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、 「から第五項まで」を

第四項若しくは第六項」に改め、同条を第二十七条の十とする。

第二十七条の十三中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、

同条を第二十七条

の十一とする。

第二十七条の十四の前の見出しを削り、 同条第一項中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第

三項」に改め、 同条を第二十七条の十二とし、 同条の前に見出しとして「(貨物利用運送事業法

例)」を付する。

第二十七条の十五第一項中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、同条を第二

十七条の十三とする。

第二十七条の十六第二項第二号中「及び実施主体」を削り、 「除く。)」の下に「及びその実施主体」

を加え、 同項第三号中 「内容」の下に「(当該地方公共団体が費用を負担する場合にあっては、 その負担

額を含む。)」を加え、 同項第五号中「額」の下に「(第三号に規定する負担額を除く。)」を加え、 同

条第六項を同条第七項とし、 同条第五項中「定めた」を「作成した」に改め、 同項を同条第六項とし、同

条第四項中 「定めようとする」を「作成する」に改め、 「規定する者」の下に「及び協定締結実施主体」

を加え、 同項を同条第五項とし、同条第三項中 「定めようとする」を「作成する」に改め、

の 下 に 「(当該地域公共交通利便増進実施計画に前項に規定する事項を記載する場合における同項に規定

条第二項の次に次の一項を加える。

する者

(次項にお

いて

「協定締結実施主体」という。)を除く。)」

を加え、

同項を同条第四項とし、

同

3 前項第二号に掲げる事項には、 地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し同号の実施主体とし

て地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、 運行回数その他の実施

方法に関する協定を締結しているときは、 当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載すること

ができる。

第三章第九節中第二十七条の十六を第二十七条の十四とする。

第二十七条の十七第二項第三号、 第五号、 第六号及び第九号中「それぞれ当該」を「それぞれ」 に改

め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の十七第八項中「及び第五項の変更の認定」を「、 第五項の変更の認定及び第六項の規定に

よる変更の届出」に改め、 同項を同条第九項とし、同条第七項中 「変更の認定」の下に「又は第六項

定による変更の届出」を加え、 同項を同条第八項とし、 同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、

同項

を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の認定を受けた地方公共団体は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき

第二十七条の十七を第二十七条の十五とする。

は、

遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の十八中「若しくは第四項」を「、 第四項若しくは第八項」に改め、 同条を第二十七条の十

六とする。

第二十七条の十九中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」 に改め、 同条を第二十

七条の十七とする。

第二十七条の二十第一項中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、 「から第五

項まで」を「、第四項若しくは第六項」に改め、 「認可を受け、又は届出をしたものと」の下に「、 一 般

乗用旅客自動車運送事業について同法第九条の三第三項の規定による届出をしなければならないものにつ

いては、 同項の規定により届出をしたものと」を加え、 同条第二項及び第八項中「第二十七条の十七第二

項」を「第二十七条の十五第二項」に改め、 同条を第二十七条の十八とする。

第二十七条の二十一中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に改め、 同条を第二

十七条の十九とする。

第二十七条の二十二第一項中「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、 「行おう

とする」を「行う」に改め、同条を第二十七条の二十とする。

第四十三条中「第二十七条の二十第六項」を「第二十七条の十八第六項(第二十九条の九において準用

する場合を含む。)」に改める。

第四十四条第一号中「第二十七条の二十第七項」を「第二十七条の十八第七項 (第二十九条の九におい

て準用する場合を含む。 次号において同じ。)」に、「又は第二十八条第四項」 を 「の規定又は第二十八

条第四項 (第二十九条の九において準用する場合を含む。) 」に改め、同条第二号中「第二十七条の二十

第七項」を「第二十七条の十八第七項」に改める。

第四十六条中「第二十九条の二第二項」の下に「(第二十九条の九において準用する場合を含む。)」

を加える。

第七章を第八章とする。

第三十七条中 「地域公共交通計画」 の 下 に 「又は再構築方針」 を加える。

第三十八条中 「認定軌道運送高度化事業等を実施する者、 認定新地 域旅客運送事業者又は認定新モビリ

ティサー ビス事業者」を「次の各号に掲げる事業を実施する者」に、 「それぞれ認定軌道運送高度化事業

等、 認定新地域旅客運送事業又は認定新モビリティサービス事業」を「当該各号に掲げる事業」に改め、

同条に次の各号を加える。

一。認定軌道運送高度化事業等

第二十九条の九において準用する第二十四条第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画 (同条第

五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの) に定

められた鉄道事業再構築事業

三 第二十九条の九において準用する第二十七条の十五第二項の認定に係る地域公共交通利便増進実施

計 画 (同条第五項の変更の認定又は同条第六項の規定による変更の届出があったときは、 その変更後

のもの)に定められた地域公共交通利便増進事業

四 認定新地域旅客運送事業

五 認定新モビリティサービス事業

第三十九条第一 項中 同 条第二項第四号及び第五号」 を 「同条第二項第五号及び第六号」に改め、

第二項中「第六条第六項」を「第六条第八項」に改める。

第六章を第七章とする。

第三十六条の二第四項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三十六条の二第七項中 「及び第四項の変更の認定」 を 第四項の変更の 認定及び第五項の 規定によ

による変更の届出」 る変更の届出」 に改め、 を加え、 同項を同条第八項とし、 同項を同条第七項とし、 同条第六項中 同条第五項中 「変更の認定」 「前項」を の下に「又は第五 「第四項」 に改め、 項 同項を $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

同条

同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 認定新モビリティサービス事業者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき

は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第五章を第六章とする。

第三十条第六項に次のただし書を加える。

ただし、 国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第三十条第九項中 「及び第六項の変更の認定」を 第六項の変更の認定及び第七項の規定による変更

の届出」に改め、 同項を同条第十項とし、 同条第八項中「変更の認定」の下に「又は第七項の規定による

変更の届出」を加え、 八項とし、 同条第六項の次に次の一項を加える。 同項を同条第九項とし、 同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、 同項を同条第

7 認定新地域旅客運送事業者は、 前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞

なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第三十二条第三項中「第四項」を「第八項」に改める。

第三十四条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 再構築方針の作成等

(再構築協議会)

第二十九条の三 地方公共団体又は鉄道事業者は、 旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の

区域にわたるもの又は一の都道府県の区域内にの み存する路線で他の路線と接続して二以上の 都道 府県

の区域にわたる鉄道網 を形成するものとして国土交通大臣が定めるも のの全部又は一 部 の区 . 間 で あ

て、 当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するもののうち、 輸送需要の減

提供が 少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な 困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、 当該区間に係る交通手段再構築に関

方針 (以 下 「再構築方針」 という。)の作成に関し必要な協議を行うための協議会 (以 下 「再構築協議

会」という。)を組織するよう要請することができる。

前項の 「交通手段再構築」 とは、 旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サー ビスの提

2

送を実施する場合にあっては、 供方法の改善を図るために公共交通事業者等が講ずる次の各号のいずれかに該当する措置(これと併せ て一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送による運 当該運送の実施を含む。)及び地方公共団体その他の者が当該措置に対

旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、 停車場の改良、 運行計画の変更その他の措置により

して行う支援をいう。

利用者の利便を確保すること(次号に該当するものを除く。)。

旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車 運送事業

又は自家用有償旅客運送に転換し、 停留所の新設、 運行回数の増加その他の措置により利用者の利便

を確保すること。

3 第一項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、 当該要請に係る区間が、 次の各号のいずれにも該

当するもの (以 下 「特定区間」という。)であると認めるときは、 再構築協議会を組織するものとす

る。

大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況

にあること。

当該区間に係る交通手段再構築 (前項に規定する交通手段再構築をいう。 以下同じ。)を実施する

ためには関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要であること。

4

国土交通大臣は、

前項の規定により再構築協議会を組織するときは、

あらかじめ、

第一

項の規定によ

る要請に係る区間をその区域に含む地方公共団体 (当該要請をしたものを除く。) の意見を聴かなけれ

ばならない。

5 再構築協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 国土交通大臣

一 特定区間をその区域に含む地方公共団体

三 特定区間に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者

兀 関係する公共交通事業者等、 道路管理者その他次条第一 項に規定する交通手段再構築実証事業又は

再構築方針に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

五 関係する公安委員会

六 地域公共交通の利用者、 学識経験者その他の国土交通大臣が必要と認める者

6 国土交通大臣は、 再構築協議会において協議を行うときは、 あらかじめ、 前項第二号から第四号まで

に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

7 前項 の規定による通知を受けた者は、 正当な理由がある場合を除き、 当該通知に係る事項の協議に応

じなければならない。

8 再構築協議会は、 必要があると認めるときは、 その構成員以外の関係する地方公共団体及び公共交通

事業者等に対し、 資料の提供、 意見の表明、 説明その他必要な協力を求めることができる。

9 再構築協議会において協議が調った事項については、 再構築協議会の構成員はその協議の結果を尊重

しなければならない。

10 総務大臣は、 再構築方針の作成が円滑に行われるように、 再構築協議会の構成員である地方公共団体

の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

11 前各項に定めるもの 0 ほ か、 再構築協議会の運営に関し必要な事項は、 再構築協議会が定める。

(交通手段再構築実証事業計画の作成)

第二十九条の四 再構築協議会は、 再構築方針を作成するため必要があると認めるときは、 特定区間に係

る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業 (以下「交通手段再構築実証事業」という。)を実施する

ための計画 (以下「交通手段再構築実証事業計画」という。)を作成することができる。

2 交通手段再構築実証事業計画には、 次に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通手段再構築実証事業を実施する区域

一 交通手段再構築実証事業の内容及びその実施主体

三 交通手段再構築実証事業の実施期間

交通手段再構築実証事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

兀

五 交通手段再構築により見込まれる効果

六 前各号に掲げるもののほか、 交通手段再構築実証事業の実施のために必要な事項として国土交通省

令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、 交通手段再構築実証事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることが

できる。

鉄道事業法第七条第一項の認可を要する同法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画又は同 項

第八号若しくは第十号に掲げる事項の変更に関する事項

項の規定による届出を要する行為に関する事項

鉄道事業法第七条第三項、

第十六条第三項、

第四項若しくは第八項、

第十七条又は第二十八条第

条第一項各号に掲げる事項

三

般乗合旅客自動車

-運送事

業に関する道路運送法第四条第一

項の許可を要する事業に係る同法第五

兀 道路 運送法第九条第 項の認可を要する運賃及び料金の上限の設定又は変更に関する事項

道路運送法第九条第三項、 第四項若しくは第六項、 第九条の三第三項、 第十五条第三項若しくは第

五.

兀 項、 第十五条の三又は第七十九条の七第三項の規定による届出を要する行為に関する事項

六 道路運送法第十五条第一項の認可を要する一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更に関する

事項

七 自家用有償旅客運送に関する道路運送法第七十九条の登録を要する事業に係る同法第七十九条の二

第一項各号に掲げる事項

八 道路運送法第七十九条の七第一項の変更登録を要する同法第七十九条の二第一項各号に掲げる事項

又は同項第五号に規定する事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更に関する事項

4 再構築協議会は、 交通手段再構築実証事業計画に前項第一号、第三号、 第四号又は第六号から第八号

までに掲げる事項を定めるときは、 国土交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 国土交通大臣に

協議し、 その同意を得なければならない。

5 国土交通大臣は 前項 の同意をする場合において、 交通手段再構築実証事業計画に第三項第四号に掲

げる事項が定められているときは、 再構築協議会は、 交通手段再構築実証事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければ あらかじめ、 当該事項について運輸審議会に諮るものとする。

ならない。

6

7 前三項の規定は、 交通手段再構築実証事業計画の変更について準用する。

(交通手段再構築実証事業の実施等)

第二十九条の五 交通手段再構築実証事業計画に定められた交通手段再構築実証事業の実施主体 は、 前条

第六項 (同条第七項において準用する場合を含む。 以下この条から第二十九条の七までにお *(* \ て同

の規定により当該交通手段再構築実証事業計画が公表されたときは、これに基づき、 当該交通手

段再構築実証事業を実施するものとする。

2 国土交通大臣及び交通手段再構築実証事業計画を作成した再構築協議会の構成員である地方公共団体

は、 前条第六項の規定により当該交通手段再構築実証事業計画が公表されたときは、これに基づき、 当

該交通手段再構築実証事業計画に定められた交通手段再構築実証事業の実施を促進するものとする。

3 交通手段再構築実証 事業計画に定められた交通手段再構築実証事業の実施主体は、 当該交通手段再構

築実証 事業計 画に定めら れた前条第二項第三号の実施期間が満了したときは、 遅滞なく、 当該交通手段

再構築実証事業計画を作成した再構築協議会に対し、 当該交通手段再構築実証事業の実施状況を報告し

なければならない。

4 再構築協議会は、 前項の規定による報告を受けたときは、 当該交通手段再構築実証事業の実施状況に

関する分析及び評価を行い、 その結果を公表しなければならない。

(鉄道事業法の特例)

第二十九条の六 第二十九条の四第三項第一号に掲げる事項が定められた交通手段再構築実証事業計画が

同条第六項の規定により公表されたときは、 当該公表の日に当該事項に係る交通手段再構築実証事 業の

実施主体に対する鉄道事業法第七条第一項の認可があったものとみなす。

2 第二十九条の四第三項第二号に掲げる事項が定められた交通手段再構築実証事業計画が同条第六項の

十七条又は第二十八条第一項の規定による届出があったものとみなす。

鉄道事業法第七条第三項、

第十六条第三項、

第四項若しくは第八項

第

規定により公表されたときは、

(道路運送法の特例)

第二十九条の七 第二十九条の四第三項第三号、 第四号又は第六号から第八号までに掲げる事項が定めら

れた交通手段再構築実証事業計画が同条第六項の規定により公表されたときは、 当該公表の日に当該事

項に係る交通手段再構築実証事業の実施主体に対する道路運送法第四条第一項の許可、 同法第九条第一

項若しくは第十五条第一項の認可、 同法第七十九条の登録又は同法第七十九条の七第一項の変更登録が

あったものとみなす。

2 第二十九条の四第三項第五号に掲げる事項が定められた交通手段再構築実証事業計 画が 同条第六項の

規定により公表されたときは、 道路運送法第九条第三項、 第四項若しくは第六項、 第九条の三第三項

第十五条第三項若しくは第四項、 第十五条の三又は第七十九条の七第三項の規定による届出があったも

のとみなす。

(再構築方針)

第二十九条の八 再構築協議会は、 特定区間に係る交通手段再構築を第二十九条の三第二項各号に掲げる

措置のどちらの措置により実施するかについての協議が調ったときは、 基本方針に即して、 再構築方針

を作成するものとする。

2 再構築方針においては、 次に掲げる事項について定めるものとする。

交通手段再構築を第二十九条の三第二項各号に掲げる措置のどちらの措置により実施するかの別そ

の他の交通手段再構築に関する基本的な事項

二 交通手段再構築を実施する区域

三 交通手段再構築の目標

兀 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

五 第三号の目標の達成状況の評価に関する事項

六 交通手段再構築の実施時期

七 前各号に掲げるもののほか、 交通手段再構築に関し当該再構築協議会が必要と認める事項

3 前項第四号に掲げる事項には、 鉄道事業再構築事業又は地域公共交通利便増進事業に関する事項を定

めることができる。

5

再構築協

議会は、

再構築方針を作成するときは、

あらかじめ、

住民、

地域公共交通の利用者その

他利

4 再構築方針 は、 都市計画等との調和が保たれたものでなければならない。

害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 再構築協議会は、 再構築方針を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、 総務大臣及び

関係する地方公共団体 (当該再構築協議会の構成員であるものを除く。) に送付しなければならない。

7 総務大臣は、 前項の規定により再構築方針の送付を受けたときは、 当該再構築方針を作成した再構築

協議会の構成員である地方公共団体に対し、 必要な助言をすることができる。

8 再構築協議会の構成員である地方公共団体は、 その作成した地域公共交通計画 が再構築方針 の作成に

より変更を必要とするに至ったときは、 遅滞なく、 当該地域公共交通計画を変更しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、 再構築方針の変更について準用する。

(鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用)

第二十九条の九 前章第五節及び第十節 (第二十九条を除く。) の規定は前条第六項 (同条第九項におい

針」という。) に鉄道事業再構築事業に関する事項が定められた場合における当該鉄道 事業再構築事業

の規定により公表された再構築方針

(以下この条において

「公表再構築方

て準用する場合を含む。)

について、 同章第 九節 (第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。) 及び第十節 (第二十九

除く。) の規定は公表再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合に における

当該地域公共交通利便増進事業について、第二十九条の規定は公表再構築方針に定められた目標を達成

するために行う事業について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条第一項中 「地域公共

画において」とあるのは「第二十九条の三第一項に規定する再構築方針 (第二十七条の十四

項、 第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項において「再構築方針」という。 に おいて」と、

「当該 地域公共交通計 画 とあるのは 「当該再構築方針」と、 同項及び第二十七条の十四 第 項中 地地

方公共団体」 とあるのは 「第二十九条の三第一項に規定する再構築協議会の構成員である地方公共団

体」と、 同項、 第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項中「地域公共交通計画」 とあるのは 「再構

築方針」と読み替えるものとする。

(北海道の特例)

第二十九条の十 北海道 の区域に存する旅客鉄道事業に係る路線であって二以上の支庁の所管区域にわた

るもの は、 この 章 十の規定 の適用については、二以上の都道府県の区域にわたる路線とみなす。

(鉄道事業法の一部改正)

第三条 鉄道 事業法 (昭和六十一 年法律第九十二号)の一 部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、 同項を同条第九項とし、 同条中第四項

を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 鉄道運送事業者は、 次に掲げる者を構成員とする協議会において、 地域における需要に応じ当該地域

 \mathcal{O} 住民の生活 のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等につい て協 議が 調つ

たときは、 第一 項及び 前項の規定に かかわらず、 当該協議が 調 つた事項を国土交通大臣 に 届 げ 出 [ること

により、 当該旅客運賃等を定めることができる。 当該協議会において当該旅客運賃等の変更について協

議が調つたときも、同様とする。

当該区間をその区域に含む市町村 (特別区を含む。) 及び都道府県

二 当該旅客運賃等を定めようとする鉄道運送事業者

三 当該区間を管轄する地方運輸局長

5 前項第一号に掲げる者は、 同項 の協議をするときは、 あらかじめ、 公聴会の開催その他の住民、 利用

者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

当該旅客運賃等が適用される路線の

6

第四

項の旅客運賃等は、

における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものとしなければならない。

7 第四項の旅客運賃等を届け出た鉄道運送事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 当該旅客運

賃等が適用される路線の区間に関する収支の状況を公表しなければならない。

第二十三条第一項第一号中「第四項」を「第八項」に改める。

第三十八条中「及び第四項」を「及び第八項」に改める。

第六十四条の二第二号中「第十六条第五項」を「第十六条第九項」 に改める。

区間に係る鉄道事業の能率的な経営の下

第七十条第三号中「第四項」を「第八項」に、 「届け出た」を「これらの規定若しくは第十六条第四項

の規定により届け出た」に改め、 同条第四号中「第十六条第五項」を「第十六条第九項」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第四条 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第三項中 同 様 を 同様」 に改め、 同条第四項を次のように改める。

般乗合旅客自 動車運送事業者は、 次に掲げる者を構成員とする協議会において、 地域における需要

に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域

4

において 「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にか

かわらず、 当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることがで

きる。 当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、 同様とする。

当該路線等をその区域に含む市町村 (特別区を含む。 以下同じ。)又は都道府県

当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

(以下この項

兀 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者と

第九条第六項を同条第七項とし、 同条第五項中「定めようとする」を「定める」に、 「同様」を「、 同

様」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四項の次に次の一項を加える。

5

前

項

第

一号に掲げる者は、

同項

の協議をするときは、

あらかじめ、

公聴会の開催その他の住民、

利用

利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなけ ればならな

者その: 他

「同条第六項」を 「同条第七項」に改める。

第九条の二第一項中

同

様

を

同

様

に改め、

同条第二項中

「前条第六項」

を「前条第七項」

第九条の三第一項中 「旅客の運賃」を「運賃等 (旅客の運賃」に改め、 「除く」の下に をいう。

以下この条、 第八十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ」を加え、 「同様」

同 様」 に改め、 同 条第二項第四号中 「運賃及び料金」 を 「運賃等」 に改め、 同条第四項中 「第九条第六

項」 を 「第九条第七項」に、 「前項」 を「第三項の運賃等及び前項」 に、 「同条第六項中」 を 同 条第七

項中 「第三項又は第四項」とあるのは 「第九条の三第三項」と、」に、 「あるのは、 を 「あるのは」に

改め、 同項を同条第六項とし、 同条第三項中 「定めようとする」を「定める」に、 「同様」を 同様」

に改め、 同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3

般乗用旅客自動車運送事業者は、

に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について

次に掲げる者を構成員とする協議会において、

地域における需要

協 議が調 つたときは、 第 項の規定にかかわらず、 当該協議が調つた事項を国土交通大臣 に 居 け 出

とにより、 当該運賃等を定めることができる。 当該協議会において当該運賃等の変更について協議が 調

つたときも、 同様とする。

当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三 当該営業区域を管轄する地方運 輸局 長

兀 第一 号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者と

て指名する者

4

前項第一号に掲げる者は、 同項の協議をするときは、 あらかじめ、 公聴会の開催その他の住民、 利用

者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第七十八条第二号中「(特別区を含む。)」 を削る。

第八十八条の二第二号中「第九条第六項」を 「第九条第七項」に、 「第九条の三第四項」を「第九条の

三第六項」に改め、 同条第三号中 「運賃及び料金」 を 「運賃等」 に改める。

第八十九条第一 項第二号中 「運賃及び料金」 を「運賃等」に改める。

第九

十八条第

号 中

「第五項」

を「第六項」に、

「第九条の三第三項」

を

「第九

条の三第五項」

に改

め、 「第九条第四項」 の下に「若しくは第九条の三第三項」を加え、 同条第二号中 「第九条第六項」を

「第九条第七項」に、 「第九条の三第四項」を「第九条の三第六項」に改め、 同条第三号を次のように改

める。

 \equiv 第九条の三第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた運賃若しくは料金によら

ないで、 運賃若しくは料金を収受し (同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)、又は第六

十一条第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた使用料金によらないで、 使用料

金を収受したとき。

附則

(施行期日)

第一 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

第一条及び附則第七 条の 規定 公布 \mathcal{O} 日 から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(以下この条において 「旧地域公共交通活性化再生法」という。)第二十四条第二項の認定 (同条第五項

の変更の認定を含む。)を受けている旧地域公共交通活性化再生法第二十三条第一項に規定する鉄道

再構築実施 計画に関する認定の効力、 当該鉄道事業再構築実施計画の変更の認定及びこれらの認定の 取消

当該: 鉄道事業再構築実施計画に定めら れた旧地域公共交通活性化再生法第二条第九号に規定する鉄道

事業再構築事業に係る鉄道事業法の特例、 当該鉄道事業再構築事業の実施に係る要請、 勧告及び命令、 独

立 一行政法 人鉄道建設 運輸 施設整備支援機構による当該鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の 出 資並

び)に当該: 鉄道事 業再構築事 業の実施状況につい ての報告の徴収につい ては、 なお 従前 \mathcal{O} 例 に による。

2 この 法 律 : の 施 行 \mathcal{O} 際現に 旧 地域公共交通活性化再生法第二十七 条の三第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定 (同 |条第五| 項 \hat{O} 変更

 \mathcal{O} 認定を含む。 を受けてい る旧 地域 公共交通 活性化再生法第二十七条の二第一 項に規定する地 域 旅 客運

送サ ピ ス 継続 実 施 計 画 旧 地 域 公共交通 活性 化再 生法第二条第十一号に 規定する 地 域 旅 客運 送 ĺ ピ ス

継 続 事 業 0 うち、 第 二条 \mathcal{O} 規 定に よる改正 後 \mathcal{O} 地 域 公共交通 \mathcal{O} 活 性化及び 再生 に . 関 する 法 律 第

号に規定す る地 域 旅 客運 送サ] ピ ス 継 続事 業に 該当し な 1 ŧ \tilde{O} が 定めら れ てい るも Oに 限 る。 に . 関 する

認定の効力 当該: 地 域旅 客運送サー E ス 継 続実施計 画 \mathcal{O} 変更 の認定及びこれらの 認定の 取 消 Ļ 当該 地 域

旅 客運送サ Ė ス 継 続実施計 画に定められ た旧 地域 公共交通活性 化再生法第二条第十一 号に規定する地

旅 客運送サ Ė ス 継 統事業に係る道路運送法 .. (T) 特例、 当該 地 域旅客運送サ Ė ス継 続事 業 \mathcal{O} 実施 に係る る要

請 勧告及び命 令 並 び に当 該 地 域旅 客運送サ ĺ ビス継続事 ·業 の 実施状況に つい ての 報告 \mathcal{O} 徴収 に . つ い 7

は、なお従前の例による。

(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の道路運送法第九条第四項の規定によりされた届出

は、 第四条の規定による改正後の道路運送法第九条第四項の規定によりされた届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この 法律 の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第五 条 前三条に定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、 この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定につ

1 その 施行 の状況等を勘案して検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要の

措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

別表第一 第百二十五号中 「道路運送高度化実施計画の認定) (同条第七項」を 「道路運送高度化実施計

画の認定)(同条第八項」に改める。

ラーを表色中紀号の一路でよりに対これに

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条の 五 \mathcal{O} 見出、 し中 「認定」 を 「認定等」 に改め、 同条中 「同条第六項」 を 「同条第七項」に、

又は同法第二十七条の十六第一項」 を 「若しくは同法第二十七条の十四第一 項 に改め、 地地 域公共交

通利便 増進 事業の実施)」 の 下 に (同法第二十九条の 九 (鉄道: 事業再構築事業等に関する規定の 準 用

に お いて準用する場合を含む。)」 を加え、 「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」

に、 「を含む。) の認定が」を「及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含

む。 の認定又は同法第二十九条の四第一項 (交通手段再構築実証事業計画の作成) に規定する交通手段

再構築実 証事業計 画 0 同 条第六項 (同条第七項において準用する場合を含む。) 0) 規定による公表が」

に、 「又は同法第二十七条の十六第三項」 を 「をした者若しくは同法第二十七条の十四 第四 項」 に、 者

に を「者若しくは同項に規定する協定締結実施主体 (以下この条において 「協定締結実施主体」 とい

う。)又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段

再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体(以下この条において「実施主体」という。)に」に、

申 請又は」を 「申請若しくは」に、「第二十七条の十七第一項」を「第二十七条の十五第一項」に、

申請を」 を 「申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の)四第四 項の規定による

協 議 の申 出を」に、 「した者の」 を「した者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の」 に改める。

別 表第 一第百二十号中「、 第二十七条の四第一 項 (鉄道事業法の特例) 第二十七条の十第一 項 を

(同法第二十 九条の九 (鉄道: 事 業再構 築事業等 に関する規定 の準用) において準用する場合を含

む。)、第二十七条の八第一項」に、 「第二十七条の十八 (鉄道事業法の特例)」を「第二十七条の十六

(鉄道事業法の特例) (同法第二十九条の九において準用する場合を含む。) 」に、「同条第六項におい

て準用する場合を含む。)」 を「同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九 条の

九におい て準用する場合を含む。)」に、 「第二十七条の三第二項 (地域: 旅客運送サービス継続実施 計 画

の認定) (同条第六項において準用する場合を含む。 以下この号において同じ。) の規定に による地域 域 旅客

運送サー ビス継続実施計画の認定、 同法第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、 「同条

共交通利便増進 第九項」を 二十七条の の九において準用する場合を含む」に、 条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ」を「第二十七条の十五第二項 九 「同条第十項」に、「第二十七条の十七第二項 実施 に、 計画 「第二十七条の十九」 [の認定) (同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条 「第二十七条の五 を 「第二十七条の十七」に、 (軌道法の特例) (地域公共交通利便増進実施計画の認定) 軌 道運送高度化 第二十七条の十一」 実施 計 (地域公 を 画 \mathcal{O} 「第 (同 認

第三項」に、 規定による地 「第二十七条の十七第二項の」を「第二十七条の十五第二項 域旅客運送サー ビス継 続実施 計 画 \mathcal{O} 認定、 同法第二十七条の 九第三項」を (同条第七項において準用する 「第二十 七 条の七

定

同

条第七項」

を

軌

道

運送高度化実施計

画

 \mathcal{O}

認定)

(同条第八項)

に、

「第二十七条の三

第

項

第 に、 項 「第二十七条の十二」 (道 路運送法 の特例) を 「第二十七条の十」に、 (同法第二十九条の九 (鉄道事業再構築事業等に関する規定の 「第二十七条の二十第一項」を「第二十七条の十八) 準用) に おい

同表第百二十五号中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の四第

項

場合を含む。)の」に改め、

て準用する場合を含む。)、 第二十九条の七第一項」 に、 「同条第八項」 を 「同条第九 項」 地 域旅

客運送サ ビス継続実施計画の認定) (同条第六項」を 「地域旅客運送サー ビス継続実施計画 0 認定)

七 通利便 五号の三中 第七項」 第十項」に、「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、 の十八第一項 る場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。) 項に 同条第七項」に、 お 増 進 い 実施 て準用する場合を含む。 「第二十七条の六第一項 「第三十条第八項」に、 (道路運送法の特例) 計 画 の規定による地域公共交通利便増進実施計画 の認定、 「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、 同法第二十九条の (道路運送法の特例) 「第二十七条の十三」 (同法第二十九条の九 の規定による交通手段再構築実証事 四第六項 (交通手段再構築実証事業計画 を 又は第二十七条の二十第一項」を「第二十七条 (鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用) 「第二十七条の十一」 の認定」 を「同条第七項において準用す 業計 画 「同条第六項におい の規定による地域公共交 \mathcal{O} 「同条第九項」を 公表」 に改め、 \mathcal{O} に、 作成) 同 表第百二十 同 、て準用 同 条

送サ 送サ に お ĺ いて準用する場合を含む。)又は第二十九条の七第一項」に、 ビス継続実施 ピ ス 継続実 施 計画 計 画 の認定) \mathcal{O} 認定又は同法第二十七条の十七第二項 (同条第六項において準用する場合を含む。) の規定による地 「第二十七条の三第二項 (地域公共交通利便増進 実施 地地 域 域 計 旅 旅 画 客運 客運 \mathcal{O} 認

定

(同条第六項において準用する場合を含む。)」を「第二十七条の十五第二項

(地域公共交通利便増

進実施計 画 の認定) (同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において

準用する場合を含む。)」に、 画 [の作成) (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による交通手段再構築実証事業計 「は、」を「又は同法第二十九条の四第六項 (交通手段再構築実証 事 画 業計 の公

表は、 に改め、 同表第百三十三号中「第二十七条の七第一項」 を 「第二十七条の五第一項」に、 第二

十七条の二十一」 を 「第二十七条の十九」に、 「同条第六項」 を 「同条第七項」 に、 「第二十七条の十七

第二項」を 「第二十七条の十五第二項」に改め、 同 表第百三十九号中 「第二十七条の十四 第 項」 を

二十七条の十二第一 項」 に、 「第二十七条の九第三項」 を 「第二十七条の七第三項」に、 同 条第九項

を「同条第十項」に、「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十三第一項」に改める。

(地価税法の一部改正)

第九条 地価税法 (平成三年法律第六十九号) の一部を次のように改正する。

別 表第 第十一号イ中 「運賃及び料金が」 を 「運賃等 (同 項に規定する運賃等をいう。 イにお いて同

又は同条第三項 の規定により定められた運賃等が」 に改める。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 (平成十四年法律第百八十号) の一部を次のよう

に改正する。

第十条第一項第二号中「第二十九条の二第一項第一号」の下に「(同法第二十九条の九において準用す

る場合を含む。 第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。)」 を加える。

第十三条第一 項第九号中 「第二十九条の二第一項」 の 下 に (同法第二十九条の 九にお いて準用する場

合を含む。)」を加える。

(特定地域 及び準特定地 域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

及び国家戦略特別区域法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中 「第九条第六項第三号」を「第九条第七項第三号」に改める。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置

法(平成二十一年法律第六十四号)第十六条第二項第三号

国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) 第十六条の二の二第一項

理由

近年における地 域旅客運送サー ビスを取り巻く厳しい状況に鑑み、 その持続可能な提供の確保に資する関

係者 る交通手段 の連)携と協働による取組 \mathcal{O} 再構 築に関する措置を創設するとともに、 を一層が 推進するため、 鉄道の特性を発揮することが困難な状況にある区間 地域公共交通特定事業を拡充するほ か、 鉄道事 業及

び 般乗用: 旅 客自動 車 運送事業に係る運賃について地域の 関係者の協議を踏まえた届出制度を創設する等の

措置を講ずる必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。